

サントリー文化財団研究助成プロジェクト 第1回研究会 報告書

1. 日時： 2016年4月16日（土） 9：00－17：45
2. 開催場所：京都大学楽友会館1階会議室
3. 研究会プログラム

時間	スケジュール	報告者
9：10 - 9：25	開会挨拶	諸富 徹 先生（京都大学大学院経済学研究科・教授）
	メンバーによる自己紹介	
9：30 - 10：00	報告①「地域分散型・地域主導型エネルギーシステムとその担い手：社会的企業（Social Enterprise）論からの考察」	宮永 健太郎 先生（滋賀県琵琶湖環境科学研究センター・主任研究員）
10：05 - 10：35	報告②「再生可能エネルギーと山村地域の再生」	清水 万由子 先生（龍谷大学政策学部・准教授）
10：40 - 10：55	討論①②	成 元哲 先生（中京大学現代社会学部・教授）
11：00 - 11：50	報告者リプライ&全員による討論	
12：00 - 13：00	昼休憩（食堂）	
13：10 - 13：15	午前中の議論まとめ&午後の議論の趣旨説明	諸富 徹 先生（京都大学大学院経済学研究科・教授）
13：20 - 13：50	報告③「欧州エネルギー市場の転換におけるドイツシュタットベルケの戦略」	ラウパッハ・スミヤ・ヨーク先生（立命館大学経営学部国際経営学科・教授）

13:55 - 14:25	報告④「電力網の地域経営はできるのか？-配電網の再公有化を中心に-」	中山 琢夫 先生(京都大学大学院経済学研究科・再生可能エネルギー経済学講座特定助教)
14:30 - 15:00	報告⑤「ハンブルクにおける発電・小売事業と配電事業の再公有化の推進要因」	山下 紀明 先生(認定 NPO 法人環境エネルギー政策研究所主任研究員 / 京都大学大学院経済学研究科・非常勤講師)
15:05 - 15:35	報告⑥「日本における公営電気事業の系譜と今日的再評価への視点-県営電気事業を中心として-」	西野 寿章 先生(高崎経済大学地域政策学部観光政策学科・教授)
15:35 - 15:50	午後休憩	
15:55 - 16:10	討論③-⑤	千葉 恒久 先生(五反田法律事務所・弁護士)
16:10 - 16:25	討論④-⑥	諸富 徹 先生(京都大学大学院経済学研究科・教授)
16:30 - 17:30	報告者リプライ&全員による討論	
17:30 - 17:45	研究会全体のまとめ&閉会挨拶	諸富 徹 先生(京都大学大学院経済学研究科・教授)
18:00 - 20:00	懇親会(食堂特別室)	

4. 報告内容と討論内容

【報告①】 地域分散型・地域主導型エネルギーシステムとその担い手：社会的企業（Social Enterprise）論からの考察（宮永先生）	
報告	<p>地域分散型・地域主導型のエネルギーシステムの担い手としての組織主体やその経営のあり方について、「社会的企業」という視覚から検討した。社会的企業とは、企業でありながらNPOや協同組合の性質を持っており、目標（社会的目標と経済的目標）や資源（寄付と事業収入）、利害関係者（住民と株主）などハイブリッド性を持っている。地域分散型エネルギーと社会的企業は親和性がある。今後いかなる制度を整えれば、社会的企業が活性化して地域再エネに貢献するために、地域分散型・地域主導型エネルギーシステムの担い手として、「法人格」「資源動員戦略」「Multi Stakeholder Governance」という3つの論点に着目した。具体的には、「社会的企業向けの新たな法人格の創設」「アカウントビリティへの意識」「Multi Stakeholder Governanceへと誘う仕組みづくり」などが検討された。</p>
質問コメント	<p>（諸富）社会的企業が存続するために必要な収益性に関する研究は？ （宮永）中心の問い、いかに社会的と経済的に両立させるか。いかに資源をかき集めるかが経営の中心になる。しっかりした収益基盤と次なる収益基盤に向けての投資の両立。そのために多元的な資源を導入する。 千葉）社会的の定義は？制度を作る上で明確にするのが大事。あるいは米国と欧州と違うのか？ 宮永）イギリスやアメリカの例で言うと、日本の認定NPOと公益財団と似ている。イギリスは、配当者に対する制限があり、社会に行き渡るようになっている。</p>

【報告②】 再生可能エネルギーと山村地域の再生（清水先生）	
報告	<p>地域再生につながる再生可能エネルギー発電事業のあり方、可能性、課題について地域住民の視点から検討した。再生エネは社会的意義があるが、再エネ特有の環境的影響は無視できない。一方で、エネルギーの中には採算性や汎用性を重視する「流通エネルギー」と、国家規模でエネルギーを考える「戦略エネルギー」があるが、地域においては電気だけでなく食・住・社会関係など様々な価値が伴う（自給エネルギー）。しかし、徳島県における3事例においては、今のところいずれも再エネ</p>

	事業が地域再生に寄与することを示せていない。前述の自給エネルギーのように、発電を電気だけでなく生活に関わる幅広い価値の実現で地域再生に寄与する可能性がある。
質問コメント	(尾形) 丸山先生 (2015) の議論、金銭的利益以外のメリットを地域の人考える。逆に、外の人に分からない地域知でわかるデメリットがある。地域のwellbeingが重要で、アダプティブガバナンスの先生が再エネと今後どう組み合わせるか勉強したい。

【討論①-②】 成 元哲 先生 (中京大学現代社会学部・教授)

討論	<p>再エネ業界における社会的企業について</p> <p>(成) 宮永先生は担い手について着目した。再エネ分野でいままで社会的企業のような主体はあったでしょうか？</p> <p>(宮永) 再エネ政策問題領域と社会的企業の親和性について、環境分野でいうと、例えば高齢者の自立と地域の活性化を目的とした葉っぱビジネス (徳島県上勝町) は社会的企業と言えると思う。また、経済的目標と社会的目標のバランスを取るビッグイシューも社会的企業と言える。</p> <p>他の条件不利地域との比較とアダプティブガバナンスについて</p> <p>(成) 清水先生はwellbeingと条件不利地域に関する話。諸富先生が携わる飯田市などと比較してみれば。</p> <p>(清水) 条件不利地域で飯田と徳島で比較すると、飯田市は自治体が地域の内発的活動を一緒にやってきたと思う。徳島の事例のように、合併前は地域でまとまりがあったが、合併で自治体が主体で役割を果たせるか疑問。外部の人間は発電に関して、売電収入だけでなく、住民の地域知からわかる別の価値についても考慮すべき (アダプティブガバナンス)。</p> <p>(山下) アダプティブガバナンスに関して、外部から来た人は、発電できる前だけでなく、発電所ができた後も順応しなくてははいけない。</p> <p>社会的企業に適した新たな法人格について</p> <p>(山下) 認定NPOでは社会的企業は難しい。現状ご当地エネルギーは、協議会で社会的に担保、事業はSPCが行う。</p>
----	---

(山下) 再エネのリスクはFITだけではない。公共施設の屋根や系統混雑などのリスクが多い。

(宮永) 売電するまでにリスクがある。社会的企業議論の背景は、営利と非営利の間にエアポケットがあって、その法人格がいま必要とされている。認定NPOはお金を集めて出資ができない→だから社会的企業という新しい法人格が必要。事業スキームは今後議論したい。

(清水) リスクがあることは地域の人もわかっているが、地域によって状況が違っており、事業化が難しいと考える地域住民が多いところではなかなか事業化が進まない。

(千葉) 市民共同発電も屋根に乗せるだけでも大変だが、制度的な受け皿がない。協同組合がない上に、お金集めの規制がキツイ。弁護士としてこれなら大丈夫という穴がなかなか見つからない。これが日本の社会的な課題。

(宮永) 市民共同発電にふさわしい法人格がない。地域住民にとって簡便な制度である必要もあるので、優先的に市民発電所に適した新たな法人格を作るべき。阪神大震災では公益制度が不十分だったため、新たにNPO法人ができた。そのような動きも過去にあったので、地方創生と合わせて社会的企業の議論にも向きたい。

飯田市上村地区の担い手づくりに関して

(諸富) 飯田市も上村地区の小水力発電で同様の取り組みがあります。

(小川) 飯田市上村の小水力発電では、当初お金を集めるためにNPOや認可地縁団体を検討したが、株式会社を作って認可地縁団体が出資する形にした。

(小川) 自治体の役割は地域活動の黒子であれと思っている。

(諸富) 地域が担い手の中心であるべきで、育てていくべき。当初は外部や自治体が後ろ盾になって、主体を形成する仕事を飯田市は再エネ事業でやろうとしている。

(小川) 現在、上村地区では小水力発電事業の経営教育の一環として、70代2人と若手3人が推進していく形をとるため、水力発電に関する勉強会を毎週おこなって担い手づくりをしている。地域の40代から60代は忙しくて地域に関わるのが難しい。

(諸富) 本当の意味での社会的企業は日本にはないので、株式会社の形を作って、地域の担い手をつくる作業に移っている。

流通エネルギーに関して

(小川) 分散型エネルギーは流通エネルギーにすべき。2030年のことを考えると、分散型をいかに市場の流通エネルギーに乗せるかが問われる。社会的企業はお金の調達や市民からの調達をする法人格をこの研究会で議論していきたい。

(清水) 小川さんの指摘した流通エネルギーを分散型エネルギーの核とするべきということに関して、山村地域の自給エネルギーの記憶がまだ残っているので、それを手掛かりに小さなプロジェクトから始めて流通エネルギーにつなげていくのが良いと思う。

(山下) 流通エネルギーにすべきだと思う。エネルギーをりんごに置き換えると、地域だけで消費することは考えない。西粟倉では井筒さんがエネルギーをきっかけに旅館を運営している。

タイにおけるエネルギーボランティアについて

(石原) 日本では電力は十分だが、タイでは非電化地域があるため、エネルギー開発のシーズとニーズが合致している。そのなかタイでは、担い手エネルギーボランティアという組織を作って、リタイヤしたシニアを集めて、地域の担い手を育てている。その際にエネルギー省は、作業員の人件費や点検する機材提供をサポートしており、シニアが地域の人と対話して地域の発電を運営している。訓練を受けた地元の人を受け皿になるので、エネルギー開発はスムーズに進んでいる。

(石原) 再エネで収益事業。ニーズが地域再生の場合、公益と共益に再エネを持ち出したときの位置付けは？タイでは、再エネがニーズと地域再生の両方を有する。エネルギー需要はそこまで大きくないため、日本ではエネルギーを柱にして別の事業も並行してする形が多い。

(宮永) エネルギーに関して規範理論があるかわからないが、エネルギーだけで事業を回すのは大変なので、地方創生と合わせないと難しい。

共有林と地域の結束の関係について

(西野) 飯田市の上村地区には共有林がない。共有林があるところはまとめやすい。山村の場合には共有林の歴史の有無で地域性がわかる。これを都市に持ってきた場合はどうなるかはこれから議論が必要。

(諸富) 共有林を地域で持っている事が地域の結束と関係がある。

【報告③】 欧州エネルギー市場の転換におけるドイツシュタットベルケの戦略 (ラウパッハ先生)	
報告	<p>欧州のエネルギーの展開と戦略に対して、ドイツの都市公社はどう時代に対応できたのか？都市公社は電力だけでなく、ガスや熱供給、ごみや水などインフラ系サービスの総合的供給するのが自治体公社の特徴である。また、試算では都市公社の売上1ドルあたり55%が地域にお金が落ちていることを示している。自治体公社は、電気法でその存在が法律的に定義づけられ、公共的な使命を受けながら、民間企業と公平な競争が求められる。西ドイツでは、8社の電力会社が80%の電力を供給した地域独占で、配電網も都市公社が独占状態であった。その後、ドイツでエネルギー分野の独禁法を除外し、配電網敷設に必要な道路工事の決定権が自治体に移譲されたことで、エネルギーの転換が大きく進んだ。現在ドイツにおける都市公社は、①発電の11%、②配電網の40%、③電力小売の52%、ガス小売の62%、熱小売の67%を占める。当初ドイツの発送電分離で都市公社は消えると思われたが、法人化戦略と提携戦略で都市公社は生き残った。その背景には、①行政の一部だった組織を法人化した「法人化戦略」、②小さな都市公社同士で提携した「提携戦略」、③コスト管理を徹底した「企業的戦略」がある。自治体公社の現状は、火力発電が儲からなくなっていて赤字になり、配電網も大きな投資が必要な状態のため、小売事業で利益を上げている状況である。</p>

【報告④】 電力網の地域経営はできるのか？ (中山先生)	
報告	<p>現在配電網事業者 (DSO) の20年更新の時期を迎えているドイツでは、配電網の再公有化の動きがあり、2007年以降に70件以上の都市公社が新設された。再公有化が進んだ要因には、大手電力会社のサービスの質への不満など6つの要素が考えられる。自治体から有限会社に分離された都市公社は、配電網を買い戻して運営するだけでなく、電力の発電から小売や他のインフラサービスも一緒に地域経済のバリューチェーンを構築して経営を安定化させており、地域のエネルギー大転換をデザインしようとしている。</p>
質問	(清水) 重要な意思決定は誰が行う？
コメント	(中山) シェーナウの事例で言うと、組合の仲間から始まって議会に提出した背景がある

	(ラウパッハ) 自治体がDSOの営業権を公募する。都市公社がある場合、入札するかは都市公社が決める。新しい都市公社を作る場合、議会で決められる。
--	--

【報告⑤】 ハンブルクにおける発電・小売事業と配電網事業の再公有化の推進要因 (山下先生)	
報告	<p>ハンブルクは、再生可能エネルギーの風力で14500人の雇用を得ている。そんなハンブルクでは政治主導で設立されたハンブルクエネルギー(HE)と、住民投票でシュトロームネッツ(SH)の2つの再公有化の事例がある。唱道連携モデルより、HEとSHの再公有化における連合資源を6つの要素(公的法的な権限、世論、情報、支持者、資金、卓越した統率力)で比較した。また、都市ガバナンスアプローチの視点から2組織を比較した。これら2つの再公有化の過程の違いと推進要因の比較を経て、日本でもいかに豊富な資源を持つアクターと議会に影響を与えていくかを考える。</p>
質問コメント	<p>(石原) SHは再エネだけを買っている？</p> <p>山下) 再エネを買って売るのは小売事業なので、SHは公平な配電網事業として運営している。スマートメーターを入れることで再エネでも配電網が問題なくすることがSHの仕事、また電力料金を低く抑える。</p> <p>諸富) 世界的に再エネを増やす場合に配電網の投資を強化しないとイケない。その投資決定ができるかが問題になる。太陽光発電は低圧とつながっているの、太陽光が増えてくると配電網増強が必要なため、再エネを増やしたい自治体を買収したのも理解できる。</p> <p>(諸富) 25%出資というのは意思決定において何かあるか？</p> <p>(千葉) 拒否権がある。</p> <p>(ラウパッハ) SHはどこの子会社？</p> <p>(山下) エネルギー熱ハンブルクの子会社。ハンブルクの自治体が孫会社として持っている。</p> <p>(ラウパッハ) 議会の承認はいらない？設立したときだけ？</p> <p>(山下) GemHなので、取締役として経営判断する。株式会社と有限会社の違いは、監査役が命令できない。有限なら監査が指示できる立場になり発言力を高めることができる</p> <p>(清水) ぎりぎりの住民投票であとあと問題はなかったか？</p>

	(山下) 住民投票は公式な手続きを踏んでいるので、次の日には結果に従ってたんたと手続きが進んだ。
--	--

【報告⑥】日本における公営電気の系譜と今日的要素 (西野先生)

報告	日本における戦前の電力会社を振り返って、公営電気の可能性について説明する。現在の大手電力会社は国家総動員法で合併されるまでは、日本に731の電気事業者があり(民間610、公営121)、当時は地域の特性を生かした個性的な電気事業者が多かった。山村では戦後も住民出資による電化もあった。都道府県など公営で電気事業をやっていたのは、当時儲かる事業だったので、財政改善のために自治体がエネルギーに力を入れていた。
質問 コメント	宮永) 戦間期に政府は何かしていた? 西野) 当時の管轄は電信省だが、何もやっていません。儲かるビジネスで何かに投資していく。これが当時の県営電力会社の原動力。 宮永) では当時エネルギーは国策ではなかった? 西野) 国家総動員法までは自由だった。

【討論③-⑤】千葉 恒久 先生 (五反田法律事務所・弁護士)

討論	<p>都市公社がドイツで続いた背景について</p> <p>(千葉) 地域独占の時代も都市公社の文化は消えなかったのはなぜ? エネルギー供給は憲法的にも自治体の重要な使命の一つで、自治体がどの会社にエネルギー供給させるのか決める権利とコンセッション料を取る権利が自治体を与えられている。実益に結びついているのが日本と違うので説明が聞きたい。</p> <p>(ラウパッハ) コンセッション権利の役割は大きい。エネルギー法、独禁の強化がなかったら、大手電力会社が小売までやっていたはず。自治体に配電網権利がなかったら、市場独占で大手が独占していた。</p> <p>(千葉) 自由化のあと都市公社が消えると懸念されたが、大手電力会社が合併されたが、いまは都市公社が盛り返した。なぜその展開が生まれたのか? 自治体にとって何か追い風があったのかと思うので、その展開を聞きたい。</p> <p>(ラウパッハ) まず、自由化で寡占化が進んだ(8⇒4社)。当初は緩い</p>
----	---

経理上の発送電分離（小売は自由化）だったが、4社（ガスも寡占化した）になって価格が下がってきたことで都市公社が撤退した。そのあと、寡占化して価格が上がったことで、2005年にEU指令で都市公社の流れができた。これで配電網の管理アクセスも厳しく監視されるようになった。

ドイツ都市公社の今後について

（千葉）大手企業が赤字になって分割しなくてはいけない一方、都市公社は好調。でも今後はどうなる？問題意識として、自由化はどうなるか？いまは都市公社 VS 大手電力会社の権力争いという構図ができているが、今後都市公社が強くなっていくと、それ以外の新規の参入者はどうなるのか？このままだと都市公社が勝ちすぎて、なかなか自由化が進まないのではないか？

（ラウパッハ）都市公社は必ずしも勝ち組というわけではない。1500人の村や10万人の都市公社など経営状況はまったく違う。いまもまた都市公社はエネルギー転換による配電網の増強のために膨大な投資が必要なため、これから都市公社が減ると言われている。また、託送料金のベンチマークが決められ、毎年託送料金を下げなくてはいけなくなった。なかなか儲からない事業になるリスクがある。逆に都市公社が勝ちすぎると自由化が進まないという懸念に対して、都市公社は熱供給と水道ができる範囲の経済が働き、いくつかの都市公社は他地域に進出している。これから大事なのは市場の設計。再エネ80%に上げるために市場設計が必要だが、都市公社だけでは維持できない。集電網で蓄電など都市公社が新しく事業を展開できると思うので、自由化が止まるとは思わない。発電と小売の競争はますます進む。送配電網も投資が必要なため競争は進む。

ハンブルクの再公有化と議会の動きについて

（千葉）HEとSHをバルセロナの事例と対比するといろいろな視点が生まれて、もっと価値ある論稿になると思う。HEの推進者は行政という話があるが、議会や行政がどうして推進したのか聞きたい。逆にSHによる配電網は大きな運動で買い戻しに成功したが、実際に何が変わったのか？市民に対して買い戻しが価値あることをどうやって説明して回ったのか？

（山下）議会とVattenfallが反対しなかったのは、揉めていた石炭火力発電所を行政が抑えきれず市民から批判を浴びた。HEの設立で住民の反対を抑えようとした。SHは、25%拒否権があったとしても、大きな変化は

	<p>ない。スマートコミュニティへ増強するためには公社である必要があった。</p> <p>ドイツにおける住民投票の仕組みについて (千葉) 住民投票でまさか勝つと思わなかったけど、住民投票の制度についても検討材料ではないか？6万人が署名して、議会が飲まない住民投票になるという仕組みが興味深い。住民投票にスポットを当てた議論が欲しい。</p> <p>(山下) 住民投票の手続きがはっきり決まっているのが日本と違う。1万人、6万人の署名を集めて、議会にかけて、ダメなら住民投票という流れが決まっている。</p> <p>(千葉) エネルギー供給政策に市民が参加していくという流れがあり、これまで官僚が決めていたことだが、市民参加というのはエネルギー事業の形を今後変えていくだろうか？</p> <p>(山下) 市民はこれまで電力の消費者だが、いまはプロシューマーが主流である。住民投票という住民参加、発電小売配電に至るまでに市民がアクターとして活躍できる場広がってきたこの10年間。</p>
--	---

<p>【討論④-⑥】 諸富 徹（京都大学大学院経済学研究科・教授）</p>	
<p>討論</p>	<p>(諸富) 民間企業ではなく公社が電力事業をやると、長期的な視点と公益的な視点から再エネ導入など事業展開できる。また、住民の意思が反映されやすく、事業を通じて得た収益を住民に還元することができる。</p> <p>ドイツ連邦カルテル庁の指摘について (諸富) ドイツ連邦カルテル庁の指摘は配電網全体の細分化に関して、配電網利用料金と制御業務負荷の増加を助長して系統の運営効率に支障をきたすと懸念している。送電事業者と配電網事業者が広域系統運用機関を介してどのように調整と連携を図っていくのか議論が必要である。</p> <p>(諸富) これまで集中型電力システムと分散型システムを議論していたが、これに加えて TSO と DSO の相互融通を減らす分散型システム（ステージ2）も挙げられる。配電網と集電網の電力融通が減れば、連邦カルテル庁の指摘は解決される。</p> <p>(中山) ドイツの都市公社はガスや熱供給も取り扱っており、これらの</p>

メンテナンスを1つの会社でやるためコストが低く抑えられる。また、日本の伝統的な公社批判は、住民参加がなかった3セクが主な対象で、公社による地域経済効果もわからなかった。

(中山) 再公有化に関しては価格競争ではなく、電力の質で勝負してほしいという連邦カルテル庁の意見もある。TSOとDSOの連携はTSOがオペレートしており、広域系統運用機関(BnetzA)がTSOの出力調整を見ている。再エネの98%はDSOを通っているため、今後配電網の増強は必須である。

配電網事業の範囲について

(諸富) 各地域で電力会社があった当時は独立精神があり、独自財源調達を目的としていた。しかし、戦後の公営電力事業は、戦前の公営事業と酷似しているが、地域住民に直接電力供給していないので実質は違う。戦後には発電は国営、配電は都道府県が担っていたが、配電網の範囲としては地理的に大きすぎたのではないか？また、当時の市町村との住み分けは？米国とドイツにおける州と市町村の役割分担が参考になる可能性がある。

(西野) 都道府県単位では大きいのではないかという指摘に対して、その通りだと思う。昔は映画の幻灯機をまわすために、周辺住民に電気を消してもらった。つまり、みんな自分たちの電力量を把握していた。米国は群を単位にしている。

(西野) 一方で、群馬県はダムをいっぱい作って電力と水を供給している。ただし、群馬の下水普及率が低い。群馬と下流にある東京の関係で見ると、エネルギー自治の観点から言うと都道府県単位は大きすぎるが、周辺への環境的影響を考えると都道府県単位で必要。

発電と鉄道の関係について

(石原) 京都では発電はできても電力需要が少なかったため、鉄道を作った経緯がある。宝塚電灯は阪神電車を作った。日本は発電と鉄道事業がセットだったため、鉄道事業の赤字補填というわけではない。

(西野) 電力と電灯は分けていた。電力は産業革命で動力が電気にかわっていった。京都では紡績産業への電力供給があった。電灯のニーズは、ガス灯ですぐに普及しなかった。

(西野) 発電と鉄道はセット。鉄道通したところにも電気を供給する。しかし線路の近くや集落の密集地に電量供給できたが、過疎地には電力供

給が遅かった。動力の機械化が大きかったと思う。

エネルギーにおける自治体の役割について

(千葉) ドイツはコンセッション権利を取れるが、日本では中央に吸い取られている。地域独占は日本とドイツは同じだが、ドイツは自治体ができることについて官民に理解されているが、日本では独占することは行政が決めたこと。エネルギーは電力会社の考えることと思っていた日本人にエネルギー自治の考えが必要。

(ラウパッハ) 今は地域独占ではない。いかに競争できる環境を作るかが必要で、都市公社は競争環境があったためにここまで成長した。日本の自治体に取り組むなら、いかに競争できるかを考えなくてはならない。自治体は保育園や福祉をやらなくてはならないので、エネルギー自治の正当性が自治体に必要。

(上山) 自治体の正当性は、地域の中での課題解決のようなところに落ちる政策パッケージを作るのが自治体の仕事。最終的に地域の公共財を流通エネルギーにする。西粟倉だと地域ベンチャーなどがあり、自治体がポートフォリオを組み上げながら構築する。山を良くして自分たちが儲かるのが民間の仕事だが、山全体を地域のために活用するのは自治体の仕事。

(諸富) 公社の議論はまだしている？

(上山) 事業になるまでの規模を行政がやっていて、最終的には事業会社に渡す。行政と事業者のリンクの仕方をどうするか考えているところ。

(高橋) 下川でも分散型のバイオマスをやっている。いま誰がやるかということで、地元企業に声をかけているが、3400人の街にノウハウがないため、下川町が入って住民の参加を促す。お金のかかる熱供給は行政がインフラ整備をすることを考えている。

再エネの大量導入問題について

(尾形) 地域の担い手によってどう再エネを増やすか？京大に来てからの悩みは、山家先生からの話で、再エネを大量に導入する(50%超える)と、広域のネットワークにつなげる方が広域な平準化と安くなるはず。地域で再エネをやる話と広域で大量の再エネをつなげる話ではジレンマ状態。全国大のグリッドだと平準化ができるが、連邦カルテル庁の考えのように配電網がバラバラだと平準化が難しい。

(千葉) 競争がぶつかるのが、配電網(20年に1度)の更新で自治体を

優遇できるかで問題が起きる。実際は完全平等ではなく、自治体が優遇されている。自治と競争がぶつかる場面がある。尾形先生の話も難しい。制度的に折衷の仕方がこれからの課題。

(尾形) 再エネの大量導入問題は技術的に解決されつつあるけど、地域的にどう考えたら良いかを悩んでいる。枠組みを考える必要があるはず。

(石原) 民生用の電力だと地域型が良く、産業用は大量導入に向いているのではないかなので、尾形先生の話は民生用と産業用を分けて考えてみてはどうか？ハンブルクは民生用だけですよね？

(山下) ハンブルクエネルギーは電灯需要がほとんど。他に工場の屋根貸しはあるが、電力買い取りはそこまで多くない。SHの配電網に関しては民生用と産業用の両方が関係している。いつも民生用と産業用で話題になるのがFITの価格が違うにもかかわらず、産業が優遇されているので話題になる。民生用の太陽光が増えて昼間の電力が下がった。

(ラウパ) これからの市場設計で産業の役割はどうなるのか？使う側は再エネもそうでなくても区別していない。ドイツは民生用も産業用を区別しない(キャパシティマーケットをやめた)。工場ごとに市場設計との関わりが重要。

(ラウパ) 競争と自治は相反する印象だが、必ずしもそうでもないと思う。再エネとエネルギー自治の関連は、タダの資源を権利化しようとする事。エネルギー自治は、競争条件の中で資源の権利化を行わなくてはならない。自分で自治体が権利を持つのか、条例を作るのか。

(千葉) 両立しなくてはならない。ただ、自分たちのエネルギーをコントロールすると、競争とエネルギー自治の論点。

(諸富) 都市公社で競争が進むと、FIT価格が下がり、かつてのような容易なビジネスができなかった。宮永先生の言うように、ピークが過ぎている。他方で、FITで作られたマーケットはずっとは続かない。FIT批判者は国民負担を増やすと言うが、幼稚産業論のよきは保護的な措置を取る必要があるが、だんだんと競争力がついたら引いていくドイツ。日本はまだまだ。競争電源に育ってきたものからFITを外す。運営側は市場を常に意識しながらビジネス環境を見る。価格が下がって既存の電源を下回るとFITの存在根拠が薄くなったことで、2014年にドイツは制度を変えた。通常市場現象を拒否するのはなかなかない。自治体公社はどう市場で生き残るかを考えつつ、社会的にwellbeingもどう追求するかという組織運営が求められる。今回の日本のFIT改正は時期尚早な気がする

研究会の様子



